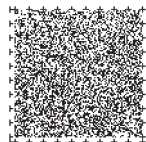


もくじ

1 妊娠したら	P.2
2 赤ちゃんが生まれたら	P.4
3 子どもの健康・予防接種・医療	P.10
4 子育て中の人への就職サポート	P.14
5 ひとりで悩まないで	P.16
6 ひとり親家庭のために	P.19
7 子どもの成長・発達に関する相談	P.22
8 支援の必要な子どものために	P.25
9 子どもの一時預かり	P.27
10 幼稚園・認定こども園・保育所など	P.32
11 おでかけ施設・マップ	P.41
問合せ先一覧	P.42
外国人のための相談窓口	P.45
子どもの権利について	P.46
救急医療電話相談	裏表紙

【注意】

- ・本冊子の「年末年始」の期間は、12月29日～1月3日を指します。
- ・本冊子の市外局番が記載されていない電話番号について、市外局番は、すべて「0942」です。市役所の各担当部署の電話番号は、42ページの問合せ先一覧をご参照ください。



※ チェック欄□は、手続きが完了した場合などにお使いください。

1 妊娠したら

親子(母子)健康手帳の交付 チェック欄□

市窓口で、親子(母子)健康手帳を交付しています。

問合せ先 こども子育てサポートセンター、各保健センター等

妊婦支援給付金(1回目) チェック欄□

親子(母子)健康手帳交付時など、妊婦さんと面談した際に、5万円の給付金申請書をお渡しします。詳細は手帳交付時にご説明します。

問合せ先 こども子育てサポートセンター、家庭子ども相談課

初回産科受診料支援事業

市民税非課税世帯の妊婦さんが、産科医療機関等を初回受診(妊娠判定を受けるための受診)する際に必要な費用を助成します。

問合せ先 こども子育てサポートセンター

妊婦健康診査

親子(母子)健康手帳交付時に、健診(歯科も含む)を受けるための受診票(助成券)をお渡しします。指定の医療機関でご利用ください。

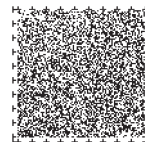
問合せ先 こども子育てサポートセンター

妊娠8か月面談・妊婦訪問

妊娠7か月頃にアンケートが届きます。

希望者に対面またはオンラインにより保健師等が面談します。また、ご希望の方または必要に応じて保健師等が訪問します。

問合せ先 こども子育てサポートセンター
各保健センター等



妊娠中の教室・交流会

沐浴実習や栄養士の講話、妊婦さん同士の交流会などがあります。詳しくは、日程表(親子(母子)健康手帳交付時に配布)や市のホームページ等でご確認ください。

問合せ先 こども子育てサポートセンター

産前産後期間の国民年金保険料免除

国民年金第1号被保険者の方で、今後出産予定もしくは出産された方は、出産(予定日)前後の4か月間(多胎は6か月間)の国民年金保険料が免除となります。出産予定日の6か月前から届出ができます。※出産後も届出いただけます。

申請に必要なもの 親子(母子)健康手帳、基礎年金番号がわかるもの、本人確認書類

問合せ先 医療・年金課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

産前産後期間の国民健康保険料免除

国民健康保険の被保険者で出産された方、今後出産予定の方は、出産(予定)日前後の4か月間(多胎は6か月間)の国民健康保険料が免除となります。出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。

届出に必要なもの 親子(母子)健康手帳などの出産(予定)日や多胎妊娠が分かるもの、世帯主と出産する方の個人番号が分かるもの、本人確認書類

問合せ先 健康保険課、各総合支所市民福祉課

マタニティタクシー

事前登録で、主に陣痛が始まった時などに優先して配車してくれる民間タクシー会社の送迎サービスです。研修を受けたドライバーが24時間対応します。



ママ安心 あんさん タクシー	久留米西鉄タクシー(株) 【TEL 21-0011 メール info@kurume-nishitaku.co.jp】
ママ サポート タクシー	久留米第一交通(株) 【TEL 32-4452・FAX 38-2900】 ※インターネットからの登録も可能 https://www.daichi-koutsu.co.jp/taxi/mamasapo/form/form.php



2 赤ちゃんが生まれたら

出生届

チェック欄□

赤ちゃんが生まれた日を含めて、14日以内に届け出てください。

届出に必要なもの ①出生証明書、②親子(母子)健康手帳

問合せ先 市民課、各総合支所市民福祉課、市民センター

マイナンバーカード

チェック欄□

交付を希望される場合は、申請が必要です。

《出生届出と同日に申請をされる場合》

(夜間・休日窓口で出生届出をされた場合は、翌開庁日)
出生届を提出する市町村で申請が必要です。

申請に必要なもの

①「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書」
(法定代理人が記載したものに限り)

②出生届出済証明

《出生届出をされた翌日以降に申請をされる場合》

(夜間・休日窓口で出生届出をされた場合は、翌々開庁日)

申請に必要なもの

申請方法により異なりますので、マイナンバーカードコールセンターにてご確認ください。

問合せ先 マイナンバーカードコールセンター

各総合支所市民福祉課
市民センター

